

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和七年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

令和七年十一月二十六日（水）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

広島国際会議場（広島市中区中島町一番五号）

ただし、試験会場の決定は、受験票の送付の際に行う。

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験では毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

五 受験手続

1 提出書類

(一) 毒物劇物取扱者試験受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの）

2 受験手数料

一万五百円

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

3 受験願書の受付期間

令和七年八月十五日（金）から令和七年八月二十八日（木）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、令和七年八月二十八日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験願書の提出方法

(一) 窓口での提出

(1) 提出先

広島県健康福祉局薬務課又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

(2) 受験願書等の入手方法

(1)の提出先で直接配布する。

なお、広島県のホームページに掲載したものを印刷して使用することも可能である。

(3) 受験手数料の納付方法

(1)の提出先の手数料納付窓口で現金により納めること。

(二) 郵送による提出

(1) 提出方法

簡易書留とし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）へ郵送すること。

(2) 受験願書等の入手方法

納付書希望用紙に必要事項を記入し、百十円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封して、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験納付書請求」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）へ令和七年八月十八日（月）（必着）までに郵送で請求すること。
なお、六部以上請求する場合は、事前に広島県健康福祉局薬務課（電話（〇八二―五一三―三三二二）（ダイヤルイン））へ問い合わせること。

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書と同時に送付する納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで納付し、金融機関で納付した場合には払込証明書を、コンビニエンスストアで納付した場合には領収証書及び納入届を受験願書に添付すること。

(三) 電子申請による提出

(1) 提出方法

広島県電子申請システムで提出すること。

(2) 受験願書等の入手方法

広島県電子申請システムに掲載された願書に直接入力すること。

(3) 受験手数料の納付方法

広島県電子申請システムで提出後、県が指示する期限までにクレジットカード、コード決済又はペイジーにより納めること。

六 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに、送付する。

七 合格者の発表

令和七年十二月二十五日（木）に、合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所（保健所支所を含む。）前の掲示板に掲示して行うほか、広島県のホームページに掲載する。

また、合格者には合格証書を交付する。

八 問合せ先

この試験についての問合せは、広島県健康福祉局薬務課（電話（〇八二）五一三―三二二二）（ダイヤルイン）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）に行うこと。

郵送による問合せは、百十円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。

（